

令和4年度 第2回 立川市自立支援協議会 会議概要

会議名称	第2回 立川市自立支援協議会
開催日時	令和4年 9月26日(月) 18時00分～20時00分
開催場所	立川市役所101会議室
次 第	<p>1. 開会</p> <p>2. 障害福祉課長挨拶</p> <p>3. 全体会での報告内容</p> <p>(1) 障害者虐待対応報告書について〔資料1〕</p> <p>(2) 令和4年度障害者施策推進委員会について〔資料2〕</p> <p>(3) 東京都手話言語条例の制定について〔資料3〕</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金について〔資料4-1・2〕</p> <p>(5) 立川市障害福祉サービスガイドライン(支給決定基準)について〔資料5〕</p> <p>(6) 各専門部会からの報告について〔資料6〕</p> <p>4. 全体会での検討内容</p> <p>(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 PDCA サイクル評価・改善管理シートについて〔資料7・資料8〕</p> <p>(2) 専門部会での「困りごと」や「うまくいったこと、成功例」について</p> <p>(3) 各専門部会の課題等一覧について〔資料9〕</p> <p>5. その他連絡事項</p> <p>6. 閉会</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川委員、長谷川委員、須崎委員、鈴木委員、原子委員、遠藤委員、岩元委員、向山委員、木村委員、高橋委員、山田委員、石倉委員、橋本委員、榎本委員、白部委員、鉢嶺委員、柴委員、小林(仁)委員、横平委員、水野委員、大谷委員、澤内委員、泉口委員 (敬称略、順不同)</p> <p>[事務局] 茅沼障害福祉課長、井上障害福祉第二係長、阿部障害福祉第四係長、杉浦障害福祉推進係長、杉山主事</p>
欠席委員	宮本委員、成島委員、関根障害福祉第一係長、宮川障害福祉第三係長
会議資料	<p><資料1> 障害者虐待対応報告書</p> <p><資料2> 令和4年度第1回障害者施策推進委員会会議概要</p> <p><資料3> 東京都手話言語条例ができました</p> <p><資料4-1> 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金のご案内</p> <p><資料4-2> 立川市中小事業者物価高騰等緊急支援金のご案内</p> <p><資料5> 立川市障害福祉サービスガイドライン(支給決定基準)(案)</p> <p><資料6> 各専門部会からの報告書</p> <p><資料7> 障害福祉計画・障害児福祉計画 PDCA サイクル評価・改善管理シート</p> <p><資料8> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標値に対する実績(令和3年度)</p> <p><資料9> 各専門部会の課題等一覧</p>

1. 開会

2. 障害福祉課長挨拶

3. 全体会での報告内容

(1) 障害者虐待対応報告書について

[事務局説明]

- ・資料を用い、阿部障害福祉第四係長から説明。

[質疑・意見等]

- ・身体的施設従事者の身体的虐待の具体的な内容を教えてください。
 - 入所の施設での身体拘束です。動けないように閉じ込めたり、車いすから降りないように縛る等の、個別支援計画等に記載がなく行われた身体拘束による身体虐待です。
- ・性的虐待の内容と、その後の職員さんの対応と当事者のケアはどのようになっていますか。
 - 内容は、20代知的障害の女性の方(日頃から身体接触がとても好きで密着するような方)がショートステイ中に、職員に対して一緒に布団に入ってほしいと言い、職員がそれに応えてしまったケースです。本人が帰宅し家族に話したことで発覚しました。施設は職員に対して聞き取り調査及び指導を行いました。その職員は現在退職しています。原因は同性介助が徹底されていなかったところにあるとのことで、施設は一週間程度ショートステイを閉め、同性介助の徹底ができるように体制を組みなおして現在再開をしています。
- ・通報者の内訳の中で、本人からの申し出が0件なのはなぜですか。
 - 令和3年度の施設従事者による虐待で大半を占めたのが、経済的虐待でした。知的障害や精神障害の方は経済的虐待を受けた自覚はあまりなく、後から被害がわかってもお金が搾取されてしまったことに対する被害者意識はないようでした。また、補償に対してもしっかりと補償してほしいというわけでもないようで、返済もしてもらわなくて良いとのことをおっしゃった方もいました。やはりそのような方々は金額などに疎く、訴えられないということがあります。加えて、虐待対策の仕組み上、気づいたらすぐ通報する義務があるため、本人が通報する前に法人内で通報するというケースが多いです。
- ・虐待に対する研修などを徹底して行っているのか。
 - 虐待防止センターでは、各施設に通知を送り研修を年2回行っています。今年度からは虐待防止委委員会の設置が義務付けられていたり、虐待を重視して取り組んでいただいています。また、通報があり市が施設等に調査に行った際には、虐待防止マニュアルや研修のあり方などを確認したりしています。
- ・虐待通報が終了した際に、どのような対応方法や、取り組み損ねた部分などの情報まで議論にあげてほしいです。
 - 守秘義務がある部分が出てきてしまうため、特定されない配慮をしながら議論にあげていきたいと考えています。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(2) 令和4年度障害者施策推進委員会について

[事務局説明]

- ・資料を用い、杉浦障害福祉推進係長から説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(3) 東京都手話言語条例の制定について

[事務局説明]

- ・資料を用い、杉浦障害福祉推進係長から説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(4) 障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金について

[事務局説明]

- ・資料を用い、杉浦障害福祉推進係長から説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(5) 立川市障害福祉サービスガイドライン(支給決定基準)について

[事務局説明]

- ・資料を用い、阿部障害福祉第四係長から説明。

→市民にも支給決定の基準となる時間数、つまり支給決定基準を示すように立川市議会から指摘がありました。また、立川市議会の厚生産業員会からも9月25日付で公開を求める要望書が市長に提出されました。これを受け、障害福祉課では「立川市障害福祉サービスガイドライン」いわゆる支給決定基準の公開に向けて、現在準備を進めているところです。今回公開予定の支給決定基準は、各サービスの支給決定の基準となる時間数の一覧表ではなく、国から示されている各サービスの内容なども盛り込んだガイドラインとなっています。こちらのガイドラインに記載されている時間数は、あくまでも目安のため、これに制限されるようなことはありません。また、実際の支給決定にあたっては、これまでと同様に申請者や介護者の個々の状況を勘案し、必要なサービスの内容と時間数を精査した上で決定するという考え方に変更は一切ありません。進捗状況は、最終段階にあります。自立支援協議会からご意見等をいただいた後、立川市議会に報告し、ホームページに掲載する予定です。公開に合わせて今後も公平公正な支給決定に取り組んでいきます。

[質疑・意見等]

- ・介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定について質問です。介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定は以下の通りにするということで、①番のところに65歳以上(特定疾病による場合は40歳以上)の介護保険対象者、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスによる保険給付又は地域支援事業を優先して利用することを原則とすると書いてありますが、例えばこちらに記載されていない事案で、65歳になった方で以前障害サービスを利用しており、介護給付の認定が非該当になった方はどのような扱いになるのですか。

→こちらに記載していない事案につきましては個別性が高いので、その都度ケースワーカーを通してご相談いただきたいです。また、65歳以上の方につきましては制度上、総合事業があります。そこで、介護給付の認定が非該当の方でも簡易なチェックリストを通じて何らかの支援が必要だということになった場合、ほぼ介護保険と同様に通所とヘルパーのサービスが高齢福祉課で用意されています。

- ・例えば障害サービスの生活介護を行っており、その中でも現在生活介護を利用されている方が65歳を過ぎても仕事をしたいというニーズがある場合は、一律にデイサービスを利用するのではなく、個別に対応するということですか。

→65歳を過ぎても仕事をしたい場合は、B型を決定するか慣れている生活介護で行っていくのかなど含めて個別で相談していただきたいが、原則デイサービスに移行することが望ましいので、原則論に近いところでのお話になると思います。

- ・就労継続支援B型について質問です。一般就労していて定年や体力的な問題により就労継続支援B型に移るといっている方がいると思います。しかし、65歳以上の就労継続支援B型の新規は認めないと書いてありますが、65歳の定年退職する前に、サービスを利用しなければいけないのでしょうか。65歳までは勤めたいという方もいるので、65歳前に退職をしてB型に移るのは難しいと思います。

→65歳で定年退職になった場合は、就労継続支援B型を利用するのではなく、地域でご活躍

していただいたり、デイサービスを利用していただくことが多いです。原則はこのように認識していますが、細かくは個別にご相談ください。

- ・ 門前払いのように検討せずにサービスを決定できないということが起きないように、ガイドラインが設けられたと思いますが、実際ブラックボックスにはなっていませんか。
 - 門前払いがないように、しっかりと要望やニーズを聞き取っていき、係員やケースワーカーへの周知などの教育の徹底をしていきたいと考えております。
- ・ 重度訪問の支給決定の場合、1.5倍を超える場合と2倍を超える場合の二段階の支給決定の段取りが変わったのは何か意味があるのでしょうか。
 - 新しく二段階になったわけではなく、元々目安としてあったものを記載したという認識です。
- ・ 経験上、市民の方や職員の方がガイドラインを読んだ際に、「ガイドラインなので、これに縛られるもの」と思ってしまうのではないかと思うので、ガイドラインはあくまでもベースであって縛られるものではないと、どこかわかりやすい部分に明記はされているでしょうか。
 - 1ページ目のはじめにの部分の、支給決定基準の目的と支給量の算出方法というところに、明記されています。また、公開にあたって、課内でケースワーカーと保健師にしっかりこのガイドラインの意味合いの共有をし、周知の徹底をすることが大事だと認識しています。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(6) 各専門部会からの報告について

<相談支援専門部会>

[事務局説明]

- ・ 資料を用い、須崎委員から内容の説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

<就労支援専門部会>

[事務局説明]

- ・ 資料を用い、白部委員から内容の説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

<権利擁護専門部会>

[事務局説明]

- ・ 資料を用い、鉢嶺委員から内容の説明。

[質疑・意見等]

- ・ 講演会は、録画してオンデマンドで好きな時に見ることができるような仕組みとなっていますか。

→ 2回目の講演会の際に、先生方の許可をいただけたら期間限定などで出していきたいと考えています。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

<地域移行専門部会>

[事務局説明]

- ・ 資料を用い、原子委員から内容の説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

<児童専門部会>

[事務局説明]

- ・資料を用い、山田委員から内容の説明。

[質疑・意見等]

- ・夏休みに地域の通所事業所に参加できる仕組みがあると、事業所が地域の子どもをできるだけ早い段階で知ることができたり、進路指導を行う際にゆとりをもって見通しを立てることができるのではないですか。

→今後何か広がっていくような仕組みを市とともに検討していきたいと考えています。

- ・国の法令の中の基準が今後審議されて変わっていくと思いますが、塾タイプや稽古タイプなどが今後認められなくなった場合、現在通っている子どもたちに対してどのような対応をさせていただきますか。

→塾タイプや稽古タイプなどが認められなくなるなどの具体的な情報はまだなく、私どもも国の動向に注目していきたいです。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

4. 全体会での検討内容

(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 PDCA サイクル評価・改善管理

シートについて

[事務局説明]

- ・資料を用い、杉浦障害福祉推進係長から説明。

[質疑・意見等]

- ・サービス未利用者についてのアウトリーチ支援はどのようになっていますか。

→サービスにつながっていないケースについては把握しているが、アプローチ方法については高齢福祉課・地域福祉課・地域包括・重層的支援体制整備事業等との連携を通して介入する方法をとりたいと考えております。

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所には特に採算の問題があり参入障壁が高いと思いますが、その具体的な対策等検討していることを教えてください。

→重度心身障害児を支援する事業所は、医療的ケアの方が多いと通常の配置基準では安心安全に預かることができないという課題が浮き彫りになりました。また、預かる場合には定員が5名ということでかなり限られているので、その方の体調が悪くなり休まれたりすると報酬に影響が出てきてしまいます。そのような厳しい採算の現状を鑑みて市としては、東京都の補助などを活用してさらなる上乗せを検討してバックアップしていきたいと考えています。

- ・アウトリーチ計画を立てて、地域福祉課の重層的支援体制整備事業に絡めていくとのことでしたが、それはどのような部署が中心となるのでしょうか。また、地域福祉コーディネーターと月1回会議を行っていますが、その会議と地域福祉課の重層的支援体制整備事業の中心者はどのような関係性になるのでしょうか。

→現時点では、障害福祉課が中心となって動いていきます。

- ・親と暮らしていて、サービスが必要にもかかわらず相談がない方に、いつ誰がどのようにアプローチするのかをよく検討してほしいです。

- ・アウトリーチはどのように対応を行うのですか。

→障害福祉課・地域福祉課と委託相談事業所の方で一度相談を受け止めて関連する部署には連絡がいく等対応しているところですが、相談先の周知がまだ不十分だと認識していますので、今後はさらにPRに力を入れていきたいと考えています。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(2) 専門部会での「困りごと」や「うまくいったこと、成功例」について

[事務局説明]

- ・資料を用い、各専門部会から説明。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

(3) 各専門部会の課題等一覧について

[事務局説明]

- ・資料を用い、杉浦障害福祉推進係長から説明。

[質疑・意見等]

- ・部会をまたいだような課題が出てきた際にはどうしますか。

→部会をまたいだような課題は一度課内で検討し、次回の自立支援協議会でお示しします。

[決定事項] 報告のみ、異議なし

7. その他連絡事項

[事務局説明]

- ・次回第3回の全体会議は1月27日(金)です。

[質疑・意見等]

- ・過去、立川市自立支援協議会で発達障害について話し合ったことはありますか。

→取り立ててテーマを絞って発達障害の問題を話し合ったことはないと思っております。

[決定事項] 報告のみ

8. 閉会